1DAY保険（三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブル会員用）

MS&AD 三井住友海上

2026年1月1日以降始期契約用

重要事項のご説明

ご契約に際して特にご注意いただきたいこと

▶運転される方が所有する自動車はご契約できません。
この保険は、借りたお車を対象とした自動車保険です。運転される方ご自身のお車およびその配偶者のお車（名義変更していなくても、これらの方が実態上所有されているお車）はご契約できません。詳細は「Ⅰ1.(4)対象となる借用自動車」(P.3)をご確認ください。

▶「運転中」以外のケースは保険金をお支払いしません。
この保険は、「運転中」の事故によって発生した損害のみが保険金のお支払いの対象です。「駐車中」または「停車中」に発生した損害および「盗難」によって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。詳細は「Ⅰ3.(1)保険金をお支払いする主な場合」(P.4)をご確認ください。
(保険金をお支払いできない例)・駐車中のあて逃げ・落書・いたずらによる損害　・駐車中のお車から荷物を取るためのドア開閉による事故　等

▶ご契約のお申込手続きが完了する前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。
事故がご契約のお申込後に発生したことを確認するために、第三者との通話記録および通信記録をご提出いただく場合があります。
なお、事故日時を偽って保険金を取得しようとした場合、三井住友海上は不正な請求を行った者に対して損害賠償請求を行います。また、警察にも通報いたしますので、その結果刑法により罰せられることがあります。

1 はじめに

■この書面は、「1DAY保険（24時間単位型自動車運転者保険）」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。
■この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて三井住友カード株式会社ホームページ（https://www.smbc-card.com/mem/for_v-hoken/2025.11_17.pdf）またはSMBCダイレクトもしくはVpass保険サービス内の「加入履歴」画面をご覧ください。(注)
(注)書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はありません。
■ご契約後、書面の保険証券はお届けしませんのでご注意ください。保険期間や補償内容等のご契約内容（保険証券に記載の内容）は、SMBCダイレクトまたはVpass保険サービス内の「加入履歴」画面でご覧いただけます。
■保険契約者と記名被保険者が異なる場合や、指定被保険者を設定した場合は、この書面に記載の事項を、記名被保険者や指定被保険者の方に必ずご説明ください。
■この書面は、三井住友カード株式会社ホームページまたはSMBCダイレクトもしくはVpass保険サービス内の「加入履歴」画面に掲載しています。補償内容に関するご不明な点につきましては、三井住友海上インターネットデスクまでお問合わせください。

●「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

2 マークのご説明

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

しおり　このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。

3 この書面の構成

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項	▶ P.2～7	1. 商品の仕組み 2. 通信に関する事項 3. 保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いしない主な場合等	4. 保険料の決定の仕組みと払込方法等 5. 満期返れい金・契約者配当金
Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項	▶ P.7	1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項）	2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）
Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項	▶ P.7	1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）	2. 解約と解約返れい金
その他ご留意いただきたいこと	▶ 最終ページ		

4 用語の説明

しおり 用語の説明を参照

保険契約者	三井住友海上に保険契約の申込みをされる個人の方で、かつ、三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員であり、保険料の支払義務を負う方をいいます。なお、都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許（仮運転免許や国際運転免許を除きます。）をお持ちの方(注)に限ります。 (注)普通自動車を運転することができる運転免許をお持ちの方に限ります。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

5 お問合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

補償内容に関するご質問や三井住友海上へのご相談・苦情がある場合 下記にご連絡ください。
三井住友海上インターネットデスク（『1DAY保険』専用） **0120-92-3210（無料）**
受付時間　9:00～17:00（年末年始は休業させていただきます）

事故が起こった場合　遅滞なく下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター（『1DAY保険』専用） 365日 クイックここに **0120-365-952（無料）**

ロードサービスをご利用いただく場合
三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com/personal/car/oneday/support.html）で直接受け付けています。GPS機能でお客さまの現在地をいち早く確認し、より迅速にロードサービスをご提供します。
※「おクルマQQ隊（1DAY保険用）専用ダイヤル」（電話）でも受け付けています。 **24時間365日体制** **0120-242-991（無料）**

手続き画面の操作方法やVポイント付与に関するご質問がある場合
三井住友カード株式会社ホームページの問合わせフォーム（https://support.smbc-card.com/inq/maildesk?dk=hp_087_0011370）にご連絡ください。
Vpass会員トップ ＞ 画面上部 お客さまサポート ＞ お問合わせ（メールフォーム）

指定紛争解決機関　注意喚起情報

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）] **0570-022-808**

・受付時間　平日9:15～17:00
（土日・祝日および年末年始を除きます。）
・携帯電話からも利用できます。
IP電話からは03-4332-5241におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html）

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要　注意喚起情報

『1DAY保険』は、保険契約者本人またはその保険契約者が指定した方（借用自動車を運転する方）を記名被保険者や指定被保険者とする自動車保険です。記名被保険者または指定被保険者が、借用自動車を運転中に発生した事故に対して保険金をお支払いします。

(1) ご契約プラン・保険料

ご契約プランおよび保険料は次の3とおりです。これらのプラン以外の内容で契約することはできません。なお、運転する方お一人1日（24時間）の場合の保険料になります。指定被保険者の有無やご利用される日数等によって保険料は変わります。

		エコノミープラン	スタンダードプラン	プレミアムプラン
	保険料	800円	1,000円	2,500円
補償・特約 相手への賠償	●対人賠償保険	○	○	○
	●対物賠償保険	○（免責金額5万円）	○	○
	●対物超過修理費用特約	○	○	○
おケガの補償	●自損傷害保険	○	○	○
	●搭乗者傷害（入通院／一時金「1万円・10万円」）特約	○	○	○
	●搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約	○	○	○
お車の補償	●車両復旧費用保険	×	×	○（免責金額15万円）
	●緊急時サービス費用保険	○	○	○

ご注意ください

・「搭乗者傷害（入通院／一時金「1万円・10万円」）特約」および「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」以外の補償につきましては、借用自動車の自動車保険や、記名被保険者・指定被保険者またはそれらの方のご家族がご契約している自動車保険から保険金が支払われる場合があり、補償が重複することがあります。

【他の自動車保険から保険金が支払われる例】
1. 記名被保険者の同居の親の自動車を借りた場合で、親の自動車保険に補償される運転者の範囲が設定されていないとき
2. 友人の自動車を借りた場合で、記名被保険者・指定被保険者またはそれらの方のご家族の自動車保険に「他車運転特約」(注)がセットされているとき

(注) 特約の補償内容等につきましては保険会社により異なります。詳しくはご契約の保険会社にお問合わせください。

・補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
・他の自動車保険について、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、『1DAY保険』のご契約要否をご判断ください。

(2) 記名被保険者の設定

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許（仮運転免許や国際運転免許を除きます。）をお持ちの方(注)であり、かつ三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトで借用自動車を運転する代表者として登録された方が記名被保険者となります。

(注) 普通自動車を運転することができる運転免許をお持ちの方に限ります。

(3)指定被保険者の設定

都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許(仮運転免許や国際運転免許を除きます。)をお持ちの方(注1)であり、かつ三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトで記名被保険者のほかに借用自動車を運転する方として登録された方が指定被保険者となります。記名被保険者以外の方も借用自動車を運転する場合で、補償を受けられる方を追加するときは、その方を指定被保険者として登録(注2)してください。

(注1)普通自動車を運転することができる運転免許をお持ちの方に限ります。
(注2)最大3名まで登録することができます。

(4)対象となる借用自動車

記名被保険者および指定被保険者がいずれもその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトで、運転される自動車として登録された次の用途車種の自動車が借用自動車となります。

●自家用普通乗用車　●自家用小型乗用車　●自家用軽四輪乗用車

借用自動車を特定するため、契約手続時に借用自動車の登録番号(車両番号)を登録いただきます。ただし、次の自動車を登録することはできません。

✕次のa.～c.いずれかに該当する方が所有する自動車(注1)
　a.記名被保険者またはその配偶者
　b.指定被保険者またはその配偶者
　c.記名被保険者または指定被保険者が役員となっている法人
✕レンタカー　✕カーシェアリングの自動車(注2)　✕車検切れの自動車や登録を抹消している自動車
✕実在していない自動車　✕運転する予定のない自動車　✕当社が別に定める価額の高額な自動車

(注1)所有する自動車とは、次の自動車を含みます。
　・所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車
　・自動車検査証の名義にかかわらず、上記a.からc.のいずれかが実態上所有している自動車(単に名義変更を行っていない等)
(注2)会員制のカーシェアリングサービスを利用し、「わ」ナンバー、「れ」ナンバー以外の自動車を借りる場合はお申込みできます。

ご注意ください

後日、登録できない自動車を借用自動車に登録してご契約された事実が判明した場合は、三井住友海上はご契約を取り消し、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、1DAYマイレージ割引(24時間自動車保険無事故割引)の適用にあたり、ご契約回数として取り扱いません。

※ご契約内容につきまして、三井住友海上から、お客さまや借用自動車の所有者等に対して直接確認をさせていただくことがあります。

1DAYマイレージ割引(24時間自動車保険無事故割引)とは

『1DAY保険』において、一定期間無事故である記名被保険者が、今後自動車を取得される等により、自らを記名被保険者として所定の条件を満たす三井住友海上の自動車保険を新たにご契約される場合に、その自動車保険に適用する割引です。

しおり 1DAYマイレージ割引が適用される場合を参照

2.通信に関する事項

●通信環境

電波の安定した場所にて契約手続きを行ってください。通信状況により契約手続完了前に接続が切れてしまった場合は、契約手続きが有効に成立していません。最初から契約手続きをやり直してください。

●パケット通信料

契約手続きを行う際に発生するパケット通信料はお客さまのご負担となります。

●通信トラブル時等の取扱代理店および三井住友海上の責任

保険契約者、取扱代理店および三井住友海上の責によらない通信手段・端末障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客さまに発生した損害につきましては、取扱代理店および三井住友海上は責任を負いません。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏えいしたためにお客さまに発生した損害につきましても、取扱代理店および三井住友海上は責任を負いません。その他については日本国内の法令によります。

●システムメンテナンス

毎週月曜日午前2時～午前4時はシステムメンテナンスを行います。そのため、この期間は契約手続きや契約取消手続き等を行うことができません。

3. 保険金をお支払いする主な場合と保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いする主な場合 契約概要

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。**詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。**

相手への賠償

＜対人賠償保険＞

記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限ります。保険金額は「無制限」です。

＜対物賠償保険＞

記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の財物に損害を与えること、または借用自動車の運転中に誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、対物賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。

(注)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

＜対物超過修理費用特約＞

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。(注)ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限ります。

(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限ります。

おケガの補償

＜自損傷害保険＞

記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故(注1)により、借用自動車に搭乗中の方がケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、後遺障害によって介護が必要と認められる場合(注2)、入院または通院した場合に、自損傷害保険金(死亡保険金・後遺障害保険金・介護費用保険金・医療保険金)をお支払いします。

(注1)自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。

(注2)普通保険約款<別表1>後遺障害等級表の2の第1級もしくは第2級または第3級③もしくは④の後遺障害を被った場合に限ります。

＜搭乗者傷害(入通院／一時金「1万円・10万円」)特約＞

記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の2区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数(注)	金額
①	1日以上5日未満	1万円
②	5日以上	10万円

(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

＜搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約＞

記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、搭乗者傷害保険金(死亡保険金・後遺障害保険金)をお支払いします。保険金額は「1,000万円」です。

お車の補償

＜車両復旧費用保険＞ プレミアムプランのみ

衝突、接触等の事故により記名被保険者または指定被保険者が運転中の借用自動車に損害が発生した場合に、被保険者が実際に負担した費用のうち、次の額から免責金額を差し引いた額について、300万円を限度に復旧費用保険金をお支払いします。(注)

借用自動車を修理する場合	代替となる自動車を購入する場合
修理費の額	修理費、代替となる自動車の購入費用および借用自動車の時価額のうち、いずれか低い額

(注)事故により借用自動車に発生した損害の程度および借用自動車の修理費について三井住友海上が確認できる場合に限り、復旧費用保険金をお支払いします。

＜緊急時サービス費用保険＞

記名被保険者または指定被保険者が運転中に衝突・接触等の事故や故障損害、走行障害(注1)、落輪またはこれら以外の事由で借用自動車に発生した事象(注2)により借用自動車が走行不能となった場合(注3)に、実際に負担した次の費用について、15万円を限度に緊急時サービス費用保険金をお支払いします。(注4)

ただし、借用自動車の運搬作業等の実施者として当社が手配する運搬事業者(注5)が行った作業に対して発生した費用であって、かつ、当社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。

・落輪した借用自動車を、クレーン等で引き上げる費用
・借用自動車を事故・故障または走行障害(注1)等が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用
・修理工場等に借用自動車が運搬された後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用

(注1)走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。

(注2)車検切れのみを理由に走行不能となる場合は含みません。

お車の補償

(注3)走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、サイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。
(注4)借用自動車が、事故・故障または走行障害等が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。
(注5)借用自動車の運搬作業等の実施者として当社が使用について承認する事業者を含みます。

ご注意ください

駐車中または停車中に発生した損害(あて逃げ・落書・いたずら等)および盗難によって発生した損害については、復旧費用保険金および緊急時サービス費用保険金をお支払いしません。

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者をそれぞれの補償・特約ごとに定めています。

(2)保険金をお支払いしない主な場合 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。**詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。**

すべて共通

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害、ケガ
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害、ケガ

相手への賠償

<対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約共通>

- 保険契約者、記名被保険者または指定被保険者の故意によって発生した損害
- 台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- 被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生した事故により、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害

<対人賠償保険>

- 次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
  ・被保険者の配偶者
  ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 等

<対物賠償保険、対物超過修理費用特約>

- 次のいずれかに該当する方の所有・使用もしくは管理する財物について損害が発生したこと、または次のいずれかに該当する方の所有・使用もしくは管理する電車等(注)が運行不能になったことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
  ・被保険者またはその配偶者
  ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 等

(注)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

おケガの補償

<自損傷害保険、搭乗者傷害(入通院/一時金「1万円・10万円」)特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約共通>

- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガ
- 記名被保険者または指定被保険者が無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガ
- 記名被保険者または指定被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生したケガ

<搭乗者傷害(入通院/一時金「1万円・10万円」)特約、搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約>

- 承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に発生したケガ 等

お車の補償

<車両復旧費用保険、緊急時サービス費用保険共通>

- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害。ただし、緊急時サービス費用保険では、落輪等または車両損害によって発生した損害に限ります。
- 記名被保険者または指定被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生した損害

<車両復旧費用保険>

- 保険契約者、記名被保険者、指定被保険者または借用自動車の所有者の故意または重大な過失によって発生した損害
- 欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害 等

<緊急時サービス費用保険>

- 保険契約者、被保険者または借用自動車の所有者の故意または重大な過失によって発生した損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害(キーの破損や紛失等を除きます)、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、轍(わだち)または砂地・湿地等が原因で、走行不能となった場合に発生した損害 等

(3)保険金額の設定 契約概要

保険金額は、あらかじめ決まっています。お客さまが実際に契約する保険金額につきましては、三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイト、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

(4)免責金額 注意喚起情報

『1DAY保険』では1回の事故ごとに次の免責金額(自己負担額)が設定されます。

●対物賠償保険　：エコノミープランで5万円
●車両復旧費用保険　：プレミアムプランで15万円
●緊急時サービス費用保険：修理後引取費用保険金について、すべてのご契約プランで、1,000円

(5)ロードサービス

『1DAY保険』では、おクルマQQ隊(1DAY保険用)を提供します。(注1)(注2)おクルマQQ隊(1DAY保険用)の主なサービスは次のとおりです。

レッカーQQ手配サービス	記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、合理的な経路・方法により修理工場等までレッカーけん引するために必要な費用について、限度額を無制限としてお支払いします。ただし、必要かつ妥当な費用に限ります。
故障トラブル・ガス欠QQサービス	記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転中の故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、次のサービスを提供します。 ①現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、ガス欠は、記名被保険者を同一とする『1DAY保険』でこれらの事由が発生した日からその日を含めて1年以内に同一のサービスを利用したことがない場合に限ります。 ●ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)(注3) ●パンク時のスペアタイヤ交換 ●上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業 ②電欠(電気自動車またはプラグインハイブリッド車の電池切れ)となった場合で、給電駆け付け業者を手配したときの費用を、5万円を限度として支払います。(注4)ただし、電気料金は除きます。

(注1)ご利用の際は、事前に三井住友海上ホームページで受付または「おクルマQQ隊(1DAY保険用)専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。(表紙の「お問合わせ窓口」をご確認ください。)なお、ご自身でレッカーを手配された場合でも、緊急時サービス費用保険の対象となることがあります。
(注2)「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合や、手配できる事業者がいないときは、サービスをご利用いただけないことがあります。
(注3)ただし、発生場所がご自宅等、ご契約のお車が日常保管されている場所の場合、ガソリン代および軽油代はお客さまのご負担となります。
(注4)給電駆け付け業者は、お客さまご自身で事業者を手配いただく必要があります。

しおり ロードサービスを参照

ご注意ください

運転中に発生した事象が対象です。駐車中に発生したバッテリー上がりやキー閉じ込み等は対象外となります。

(6)保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

1回分のご契約における保険期間等は次のとおりです。なお、連続して補償が必要な場合は、1度のお申込みで7回分のご契約をまとめてお申込みいただくことができます。

●保険期間：24時間
●補償の開始：保険証券および三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトに表示された日時(始期日時)。なお、補償の開始を契約手続完了時刻とする場合は「契約手続完了時刻」、補償の開始を契約手続完了時刻より後とする場合は「保険契約者が指定する日時(15分単位)」が補償の開始日時となります。
●補償の終了：補償の開始時刻から24時間経過後以降の最初の整数時(満期日時)(注)

(注)契約手続後に「契約手続完了メール」でお知らせする満期日時を必ずご確認ください。
※時刻は日本時間表示となります。

【例】契約手続きを1月1日 10時15分30秒に完了した場合
<ケース①>補償の開始を契約手続完了時刻とするとき
<ケース②>補償の開始を契約手続完了時刻より後(1月1日11時15分)とするとき

	ケース①	ケース②
補償の開始日時	1月1日 10時15分30秒	1月1日 11時15分00秒
補償の終了日時	1月2日 11時00分00秒	1月2日 12時00分00秒

4. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、ご契約プラン(P.2)および指定被保険者の有無等で決定されます。お客さまが実際に契約する保険料につきましては、三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトでご確認ください。

保険料の割引制度

ご契約条件によって、次の割引が適用されます。

名称	割引が適用される場合
2回目から割引	一度ご契約いただいた保険契約者が、同じVpassIDを使って、再度ご契約される場合に、保険料が割引となります。(注1)(注2) (注1)今回のご契約の始期日から過去3年以内に、前回のご契約の始期日がある場合に限ります。 (注2)初めて『1DAY保険』をご契約される場合であっても、1度のお申込みで2回分以上のご契約をまとめてお申込みいただいたときは、2回目以降の契約の保険料に対して「2回目から割引」を適用します。 ※この割引においては、三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトで『1DAY保険』を契約する場合と、三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイト以外の方法で『1DAY保険』を契約する場合で、契約回数は通算されません。

(2) 保険料の払込方法 契約概要

ご契約の保険料は、三井住友海上の指定するクレジットカードまたはデビットカードにより払い込んでいただきます。(ご契約時に全額を払い込む一時払です。)

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

契約締結の前に、ご利用のクレジットカードまたはデビットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。この確認をもって、三井住友海上は保険料の払込みがあったものとみなすため、保険料の払込猶予期間はありません。

5. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 注意喚起情報

告知義務(注)はありません。

(注)告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。また、告知事項とは、危険に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めるものです。

※告知義務はありませんが、保険契約者および記名被保険者の氏名・生年月日・運転免許証番号、借用自動車の車名や登録番号(車両番号)等、契約手続き時に入力いただく事項は正確に入力ください。

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険はご契約のお申込みの撤回等(クーリングオフ)はできません。
ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 注意喚起情報

通知義務(注1)はありません。ただし、次の事実が発生する場合には、ご契約を取り消し、新たにご契約いただく必要があります。**契約取消手続きは補償の開始日時(始期日時)の10分前までに三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトで行ってください。**(注2)

❶ご契約の住所を変更するとき。
❷登録した借用自動車を変更するとき。
❸登録した借用自動車の登録番号(車両番号)を変更するとき。
❹記名被保険者または指定被保険者を変更するとき。
❺指定被保険者の人数を変更するとき。
❻補償の開始日時(始期日時)を変更するとき。
❼ご契約プランを変更するとき。
❽❶から❼までのほか、契約条件を変更するとき。

(注1)通知義務とは、保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を発生させる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に三井住友海上が交付する書面等において定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合に、遅滞なく、その旨を三井住友海上に通知する義務のことです。
(注2)毎週月曜日午前2時～午前4時は、システムメンテナンスのために契約取消手続き等ができません。

2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

補償の開始日時(始期日時)以降に解約した場合、解約返れい金はありません。

借用自動車を利用しなくなった場合等ご契約を取り消すときは、補償の開始日時(始期日時)の10分前までに三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトで契約取消手続きを行ってください。(注) 取り消した契約の保険料は、原則として申込時に選択されたクレジットカードまたはデビットカードを通して返金します。

(注)毎週月曜日午前2時～午前4時は、システムメンテナンスのために契約取消手続き等ができません。

その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なく三井住友海上にご連絡ください。また、事故現場で示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

しおり 事故が起こった場合の手続き(三井住友海上へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類)、代理請求人制度を参照

2 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

3 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、三井住友海上の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
②被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者、記名被保険者または指定被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④上記のほか、①～③と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 ご契約条件について

過去の事故の発生状況等によっては、三井住友海上規定によりご契約条件について、保険契約者のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

7 電話での加入手続きについて

お電話によるお申込みはできません。三井住友カード株式会社のクレジットカード会員またはOliveフレキシブルペイ会員専用の1DAY保険手続きサイトによりお申込みください。

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
<三井住友海上インターネットデスク(『1DAY保険』専用)>0120-92-3210(無料)
電話受付時間 9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
https://www.ms-ins.com

● 取扱代理店
三井住友カード株式会社
東京都江東区豊洲2丁目2−31 SMBC豊洲ビル

承認年月：2026年8月
承認番号：A26-100770